

## テレワーク導入支援補助金交付要綱

令和2年6月9日制定  
(公財) 福岡県中小企業振興センター

### (通則)

第1条 テレワーク導入支援補助金(以下「国補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)その他の法令の定めによるほか、福岡県が定める「中小企業生産性革命支援補助金(テレワークツール導入支援型)交付要綱」ならびにこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「国補助金」、「国補助金事務局」、「振興センター」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「国補助金」とは、国の令和2年度補正「生産性革命推進事業」のうち、「サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)」における「特別枠」(以下「令和2年度国補助金」という。)、令和2年度第三次補正IT導入支援事業における「低感染リスク型ビジネス類型(C-1類型またはC-2類型)」及び「テレワーク対応類型(D類型)」(以下「令和2年度三次補正国補助金」という。)をいう。
- (2) 「国補助金事務局」とは、IT導入支援事業費補助金事務局(一般社団法人サービスデザイン推進協議会)をいう。
- (3) 「振興センター」とは、公益財団法人福岡県中小企業振興センターをいう。
- (4) 「補助事業者」とは、IT導入支援事業費補助金事務局が補助金の公募を行い、IT導入支援事業費補助金事務局が別に定める審査基準に基づく審査で採択した福岡県内の中小企業等であって、次に掲げる要件をいずれも満たす者をいう。
  - ① 国補助金に採択され、額の確定を受けていること。
  - ② 下記の(イ)から(ハ)のうちいずれかの要件を満たすこと。
    - (イ) 令和2年度国補助金の「C類型-2」に採択された事業者については、導入するITツールの要件中、「丙」要件(従業員がテレワークを実践できるような環境を整備するためのIT投資を行う事業)を満たしてテレワーク環境の整備を行うこと。
    - (ロ) 令和2年度三次補正国補助金の「低感染リスク型ビジネス類型」に採択された事業者については、導入するITツールを活用して、従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。
    - (ハ) 令和2年度三次補正国補助金の「テレワーク対応類型」で採択されていること。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として令和2年2月以降の任意の月の売上高等が前年同月または前々年同月と比較して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期または前々年同期と比較して15パーセント以上減少となること。
- (5) 「補助事業」とは、国補助金において、採択された事業者が実施する事業として国補助金事務局が認めた事業をいう。

(交付の目的)

第3条 県補助金は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、売上高等が15パーセント以上減少した中小企業・小規模事業者等であって、国補助金を活用して従業員等が行うテレワーク環境の整備を行う中小企業・小規模事業者等の自己負担分の一部を県が振興センターを通じて間接補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

(交付の対象および補助率)

第4条 補助事業者に交付する県補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、国補助金交付の対象として国補助金事務局が必要と認めた経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した経費であって、国補助金交付申請書に記載した補助対象経費または国補助金実績報告書に記載した補助対象経費のうちいずれか低い方とする。
- 3 補助率は、12分の1以内とし、補助上限額を562,500円、補助下限額を33,333円とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、国補助金事務局長が国補助金の事業実施期間として認めた期間とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助事業者が県補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書」に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添えて、振興センター理事長に提出しなければならない。なお、添付書類とは、国補助金に係る書類(交付申請書、交付決定通知書、補助事業実績報告書及びその添付資料(支出証拠書、支出内訳書を含む)、額の確定通知書)の写し、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15パーセント以上減少したことを証する書類(セーフティネット保証第4号の認定書の写し、危機関連保証の認定書の写しまたは様式第5に定める申出書及び当該申出書の根拠資料のうちいずれか一つ)をいう。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 振興センター理事長は、前条の規定による「テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書」の提出があったときは、審査のうえ交付決定及び補助金の額の確定を行い、様式第2による「テレワーク導入支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書」を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定及び額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書兼実績報告書を受領した日の属する月の翌月末までとする。
- 3 振興センター理事長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(国補助金の申請の辞退等の届出)

第8条 補助事業者は、国補助金事務局長に対し、国補助金の交付を辞退する旨を届出て承認を受けた場合または次の各号に該当する場合は、速やかにその旨を振興センター理事長に届け出なければならない。

- (1) 国補助金事務局長が定めた期日までに国補助金が請求されなかった場合。
- (2) 国補助金請求後に何らかの事由により国補助金事務局から国補助金が支払われなかった場合。

(補助金の支払)

第9条 県補助金は、精算の方法により支払うこととし、補助事業者は、第7条第1項の交付決定及び補助金の額の確定を受けたときは様式第3による「テレワーク導入支援補助金精算払請求書」を振興センター理事長に提出しなければならない。

2 振興センター理事長は、前項の報告を受けた場合には、提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、第7条第1項において確定した額の補助金の精算払を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 振興センター理事長は、第8条の規定に基づく届出がなされた場合または振興センター理事長が別に定める期日までに県補助金が請求されなかった場合は、第7条第1項の交付の決定を取り消すことができる。

(県補助金の返還等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、様式第4による「テレワーク導入支援補助金返還等届出書」を速やかに振興センター理事長に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 振興センター理事長は、前項の報告があった場合のほか、補助事業者が、法令に違反または県補助金を補助事業以外の用途に使用したことが判明した場合には、県補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 前項の県補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第12条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。

- (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、振興センター理事長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、振興センター理事長の指示に従わなければならない。
  - 5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱わなければならない。
  - 6 本条各項の規定は補助事業完了後もその適用を受けるものとする。

（補助事業の経理等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及び支出額を記載し、県補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、振興センター理事長から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（国補助金関連書類の提出）

- 第14条 補助事業者は、国補助金に係る提出書類の全部について、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、振興センター理事長から要請を受けたときは、国補助金に係る提出書類の全部または一部の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第15条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を振興センター理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他必要な事項）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、振興センター理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1)

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター  
理事長 桑野 龍一 殿

申請者の住所  
商号または名称  
代表者役職・氏名 印  
電話番号  
E-mail

テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書

テレワーク導入支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請及び報告します。

記

1. 国補助金の実施状況

(1) 交付申請の内容 (変更があった場合は最終変更の内容)

①補助対象経費	円	②交付決定額	円
---------	---	--------	---

(2) 実績報告の内容

③補助対象経費	円	④確定額	円
---------	---	------	---

・導入した丙ツールの「ITツールNo.」

※ IT導入補助金2020「特別枠(C類型-2)」に採択された事業者については、導入した「丙ツール」のITツールNo. を記載してください。

・導入したITツールの概要

(例：国補助金交付申請書に記載した事業内容(整備したテレワーク環境等)、事業の結果等)

--

2. 県補助金交付申請額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

\_\_\_\_\_円

3. 添付資料

- ① 国補助金に係る書類 (写)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15パーセント以上減少したことを証する書類 (セーフティネット保証第4号の認定書の写し、危機関連保証の認定書の写しまたは様式第5に定める申出書及び当該申出書の根拠資料のうちいずれか一つ)

(様式第2)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

申請者の商号又は名称  
代表者役職・氏名 殿

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター  
理 事 長 桑 野 龍 一 印

テレワーク導入支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

テレワーク導入支援補助金交付要綱第6条の規定により、令和 年 月 日付けで申請のありましたテレワーク導入支援補助金については、次のとおり交付することを決定し、併せて交付の額を確定しましたので、同要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、本要綱第2条(4)②(イ)から(ハ)に示す事業とする。
2. 補助金の額は、金 円とする。
3. 補助金の確定額は、金 円とする。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、福岡県補助金等交付規則、福岡県の定める「中小企業生産性革命支援補助金(テレワークツール導入支援型)交付要綱」、ならびに本交付要綱で定めるところに従わなければならない。
5. 補助金交付にあたり必要と認められる場合は、本補助金関係書類の他、国補助金に係る関係書類(写し)について、福岡県へ提供することができるものとする。
6. 補助金の請求期限は、令和 年 月 日までとする。

(様式第3)

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター  
理事長 桑野 龍一 殿

申請者の住所  
商号または名称  
代表者役職・氏名 印

テレワーク導入支援補助金精算払請求書

テレワーク導入支援補助金交付要綱交付要綱第9条第1項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 県補助金の確定額

\_\_\_\_\_ 円

2. 県補助金の請求金額

\_\_\_\_\_ 円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）

\*以下の7項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページの  
コピーを添付すること。

振込先金融機関名：  
金融機関コード（4桁）：  
支店名：  
支店コード（3桁）：  
預金の種別：  
口座番号：  
預金の名義（カタカナ）：



(様式第4)

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター  
理事長 桑野 龍一 殿

申請者の住所  
商号または名称  
代表者役職・氏名 印

テレワーク導入支援補助金返還等届出書

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、テレワーク導入支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2. 補助金の返還額または収入等の納付額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

\_\_\_\_\_ 円

3. IT導入支援事業費補助金事務局（一般社団法人サービスデザイン推進協議会）への送金日

令和 年 月 日